第三号の三様式（第十一条の二十関係）（平二三国交令九四・追加、平二八国交令八・令元国交令二〇・一部改正）

（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、港湾法第四十三条の二十三第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出者の書類その他の物件の検査ができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（対象議決権保有届出者に対する報告の徴収及び検査）

第四十三条の二十三　前条第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

２　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。